

質 問 回 答

平成 27 年 1 月 19 日

「(案件名) 北米・中南米地域セントビンセント及びグレナディーン諸島国、グレナダ国地熱開発に係る情報収集・確認調査」(公示日：平成 27 年 1 月 7 日 / 公示番号：141124) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

| 通番号 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|-----|---|--|--|
| 1. | 業務指示書 P. 1, 1. 背景 | <p>本件参考資料として、貴機構より未公開である下記 2 件の資料をご提供いただくこと(または閲覧させていただくこと)は可能でしょうか。</p> <p>1) 「カリコム諸国再生可能エネルギー・省エネルギー分野情報収集・確認調査」中間報告</p> <p>2) 「北米・中南米地域地熱開発に係る状況調査」</p> <p>ご提供いただける場合、大変恐縮ですが質問回答日前のなるべく早い段階でご提供いただければ幸いです。何卒ご配慮・ご理解いただきたく、よろしくお願い申し上げます。</p> | <p>ご要望の資料は、非公開の報告書のため、現時点での提供 / 提示 / 閲覧は差し控えさせていただきます。但し受注者が決定後、受注者には開示します。</p> |
| 2. | 業務指示書 P. 2, 6. 業務上の留意点 および P. 8, 5. 現地再委託 | <p>MT 探査および重力探査については、「貴機構との事前確認の結果、必要性が認められる場合に行う」とされています。また、これら探査は現地再委託で実施されることが想定されています。</p> <p>現時点では実施するかないか定まっていない再委託業務ですが、再委託費用は本見積りに含める必要があるでしょうか。不確実性の高い再委託業務については、実施の必要性が認められた場合に、変更契約するという方法もとられているかと存じます。</p> <p>上記に鑑み、お手数ですが、現地再委託費用を本見積りに含めるべきか、または別見積りで問題ないか、ご教示いただければ幸いです。</p> | <p>No.1 の回答のとおり、現時点で当機構から提供できる可能な情報が限られていることから、MT 探査及び重力探査に係る現地再委託の経費は別見積りとするのを認めます。</p> <p>なお、現地再委託とせず特殊傭人等を使って直営で実施する場合も当該経費(但し、直接人件費は除く)は別見積りとしてください。</p> |

| 通番号 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|-----|--|--|---|
| 3 | 業務指示書・別紙 P1 「背景」 | <p>・ 「カリコム諸国再生可能エネルギー・省エネルギー分野情報収集・確認調査」の中間報告において、セントビンセント及びグレナディーン諸国においては地熱発電と太陽光発電が、グレナダでは地熱発電がそれぞれプロジェクトとして実現可能性が高いとの結果が示されているとあります。</p> <p>両国を選定するにあたっての地熱有望地点を把握するため、同プロジェクトで蓄積されている情報(レポート)を提示いただけますでしょうか。</p> | <p>ご要望の資料は、非公開の報告書のため、現時点での提供/提示/閲覧は差し控えさせていただきます。但し受注者が決定後、受注者には開示します。</p> |
| 4 | 業務指示書・別紙 P3 7. (2) 及び P4 7. (2) 「サンプリング分析」 | <p>・ 第一次現地調査および第一次国内解析において、地熱有望地点にて地質解析および地化学解析用試料のサンプリングおよび分析を行う予定ですが、現状では見積算出の前提となる調査対象地点数が確定しておりません。</p> <p>上記作業に係る分析費用および輸送費用を積算するにあたり、見積算出の前提が異なる可能性があるため、別途見積にすることをご検討くださいますようお願い申し上げます。</p> | <p>No.3の回答のとおり、現時点で当機構から提供できる可能な情報が限られていることからセントビンセント及びグレナディーン諸島及びグレナダに係るサンプリング分析を再委託で実施する場合には別見積りを認めます。</p> <p>直営で実施する場合は、No2.の回答のとおりです。</p> |
| 5 | 業務指示書・別紙 P2 6. (1) 及び(2) 「物理探査」 | <p>物理探査を実施する必要性が認められる場合に MT 法電磁探査及び重力探査を行うこととされていますが、不確定要素があることから、別見積の対象とはならないでしょうか。</p> | <p>No.1の回答のとおり、現時点で当機構から提供できる可能な情報が限られていることから、MT 探査及び重力探査に係る現地再委託の経費は別見積りとするのを認めます。</p> <p>直営で実施する場合は、No2.の回答のとおりです。</p> |

| 通番号 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|-----|------------------------------------|--|---|
| 6 | 業務指示書・別紙 P6 7. (6) 「第三次現地調査」 | 最初に IDB に報告しますが、現地調査終了後も P7【第3 . 業務実施上の条件】により JICA ドミニカ共和国事務所及び IDB に立ち寄る必要がありますでしょうか。 | 現地調査後も当機構ドミニカ共和国事務所及び IDB 本部に立ち寄り、調査結果の報告をしてください。 |

以上